

比布町強靱化計画

～住んで良かったと思えるまちをめざして～



令和3(2021)年3月
北海道比布町

【目 次】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	2
2	計画の位置付け	3
第2章	比布町強靱化の基本的考え方	
1	比布町強靱化の目標	4
2	本計画の対象とするリスク	4
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	6
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	6
3	評価の実施手順	7
4	評価結果	7
第4章	比布町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定	
1	施策プログラム策定の考え方	18
2	施策推進の指標となる目標値の設定	18
3	施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）	18
4	推進事業の設定	18
	【比布町強靱化のための施策プログラム一覧】	19
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	27
2	計画の推進方法	27
	【別表】 比布町強靱化のための推進事業一覧	28

第1章 はじめに

本町は北海道のほぼ中心に位置しており、旭川市、士別市、当麻町、愛別町、和寒町と隣接しています。旭川市中心部とは17km、旭川空港とは40分程度と至便な位置であるとともに、眺望が美しい大雪山連峰を東南に仰ぐ自然豊かなまちです。

また、「スキーといちごのまち」として、初夏はいちご狩り、冬は道北最大級の広大なゲレンデを備えたびつぷスキー場が多く観光客で賑わいます。「住んでみたい・・・」そう思えるまちを目指すために、今、比布町に暮らす町民の皆さんが「住んで良かった」と思えるまちづくりに取り組んでいます。

1 計画の策定趣旨

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、本町においても、太平洋沖や増毛山地東縁、沼田-砂川付近の断層帯における大規模な地震が想定されているほか、大雪山(旭岳)の火山噴火や過去の経験から、豪雨・豪雪等の自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下、「基本法」という。)が施行され、翌年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」(以下、「基本計画」という。)が閣議決定され、策定から5年が経過した2019年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見等を反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。

北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪等の自然災害リスクに対する取り組みを進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、2015年3月に「北海道強靱化計画」を策定したところであり、5年が経過した2020年3月には直近の自然災害から得られた知見を踏まえ改定がなされる等、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

この間、本町においても、東日本大震災や2016豪雨災害、2018胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「比布町地域防災計画」をもとに、防災・減災のための取り組みを強化してきたところである。

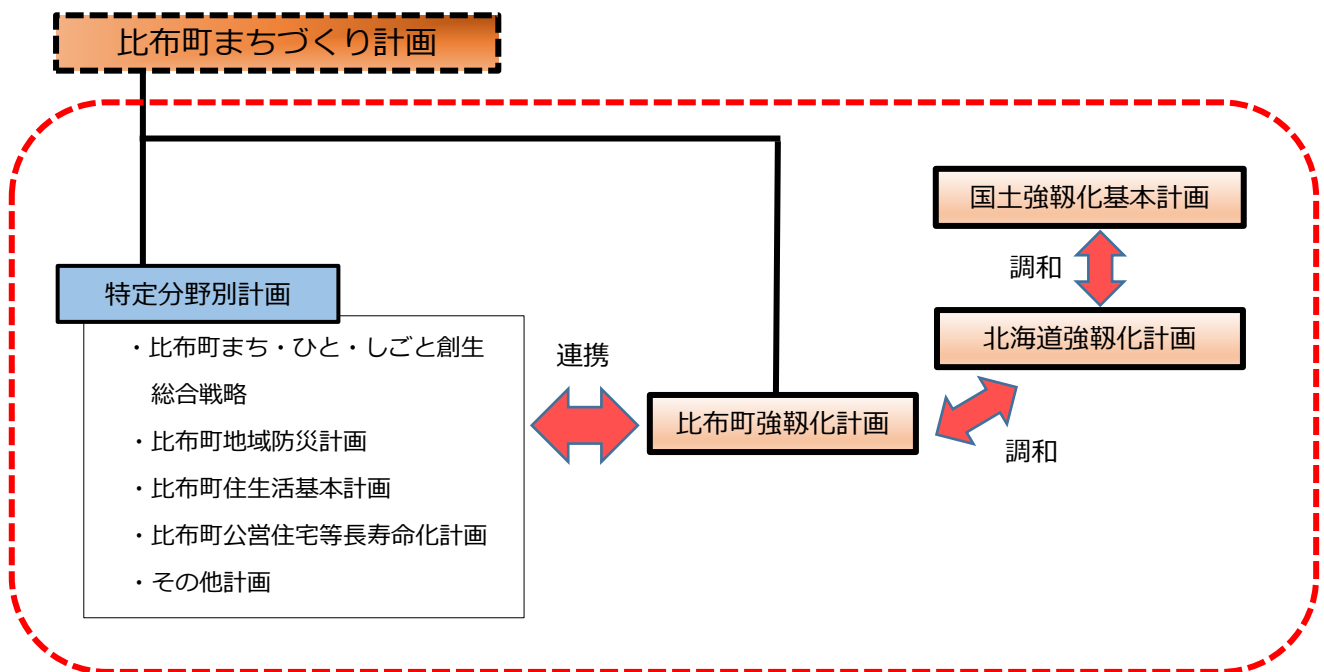
本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取り組みを更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「比布町強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。

このため、本町のまちづくり計画（総合計画）や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



第2章 比布町強靱化の基本的考え方

1 比布町強靱化の目標

比布町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくり等の幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取り組みである。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化等、本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、持続的成長につながるものでなければならない。

本町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、比布町強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」「国家及び社会の重要な機能の維持」「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、次の4つを本町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

比布町強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と比布町社会経済システムを守る
- (2) 大規模自然災害からの迅速な復旧復興
- (3) 比布町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (4) 比布町の持続的成長を促進する

2 本計画の対象とするリスク

比布町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故等の幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震等、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることも踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標(1)に掲げる「町民の生命・財産と比布町社会経済システムを守る」という観点から、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標(3)に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、本町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定等、災害事象ごとの概略を次頁のとおり提示する。

2-1 比布町における主な自然災害リスク

(1) 地震

- 太平洋沖における海溝型地震
 - ・ 根室沖における 30 年以内に M7.8~8.5 程度の地震発生確率は、80%程度 (2018 年 地震調査研究推進本部長期評価)
- 内陸型地震 (2018 年全国地震動予測地図)
 - ・ 道内の主要活断層は 13 箇所
- 過去の被害状況
 - ・ 北海道南西沖地震 (1993 年) …… M7.8、最大震度 6 (推定)
 - ・ 十勝沖地震 (2003 年) …… M8.0、最大震度 6 弱
 - ・ 北海道胆振東部地震 (2018 年) …… M6.7、最大震度 7

(2) 火山噴火

- 常時観測火山 (9 火山) * 全国 50 火山
 - ・ 雌阿寒岳、十勝岳、樽前山、有珠山、駒ヶ岳、アトサヌプリ、大雪山、恵山、倶多楽
- 過去の被害状況
 - ・ 1900 年以降 十勝岳、有珠山、駒ヶ岳で泥流や火砕流が発生。
 - ・ 2000 年の有珠山噴火

(3) 豪雨／暴風雨

- 過去 30 年の台風接近数は、年平均 2 個 (全国平均約 6 個) と比較的少ないが、これまでも 1981 年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が町内で発生しており、近年においては、集中豪雨による災害が発生。

(4) 豪雪／暴風雪

- 寒冷多雪地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊等が発生。

2-2 町外における主な自然災害リスク

(1) 首都直下地震

- 発生確率 …… M7 クラス、30 年以内に 70%
- 被害想定 …… 死者 2.3 万人、負傷者 12.3 万人、避難者 720 万人、建物全壊 61 万棟、経済被害 95.3 兆円、被害範囲 1 都 8 県

(2) 南海トラフ地震

- 発生確率 …… M8~9 クラス、30 年以内に 70~80%程度
- 被害想定 …… 死者 23.1 万人、負傷者 52.5 万人、避難者 880 万人、建物全壊 209.4 万棟、経済被害 213.7 兆円、被災範囲 40 都府県 (関東、北陸以西)

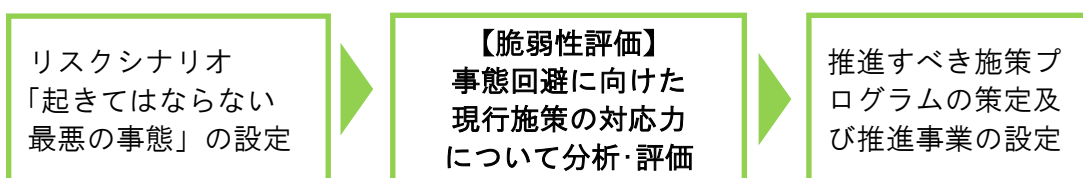
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本町としても、本計画に掲げる比布町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施する。
- ・ 国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震等、町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本町の対応力についても、併せて評価する。

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷や本町の地域特性を踏まえるとともに、施策の重複等を勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと19の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 19の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

		1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 供給網の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6	二次災害の抑制	6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生
		6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

3 評価の実施手順

前項で定めた19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

評価結果は次のとおり。

(1) 人命の保護

■ 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅、建築物の耐震化)

- 住宅・建築物との耐震化率は70% (R2) であり、道全体の耐震化率である90% (R2) よりも低い水準のため、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。

- 小・中学校や社会体育施設等の多数の者が利用する特定建築物は耐震化されているが、社会福祉施設等は耐震化されていないため、早急な診断結果に基づく耐震化整備を進める必要がある。また、これらの施設は災害時に避難場所や救護施設として利用されることもあることから、耐震化の一層の促進を図る必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取り組みを進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「比布町公共施設等総合管理計画」に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。
- 町営住宅の老朽化対策については、「比布町住生活基本計画」に基づき計画的な建て替え、改修を実施する必要がある。

(避難場所の指定・整備)

- 現在、指定避難所が設定されているが、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制を確保するため、指定緊急避難場所等の指定及び周知を促進していく必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や公園、備蓄倉庫等について、耐震改修等も含め整備が行われているが、引き続き地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救命活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や北海道と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化や無電柱化を推進する必要がある。

(その他)

- 火災の未然防止や被害軽減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保等の取り組みを推進する必要がある。

【指標（現状値）】

・住宅の耐震化率	約70% (R2)
・公立小中学校の耐震化率	100% (H31)
・町立診療所の耐震化率	100% (H31)
・社会福祉施設の耐震化率	未実施

■ 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

(警戒避難体制の整備等)

- 土砂災害警戒区域は、2箇所指定されているものの、指定箇所以外での土砂災害のおそれのある箇所があることから、警戒避難体制の整備を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

・土砂災害警戒区域指定数	2箇所
--------------	-----

■ 1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

(洪水・内水ハザードマップの作成)

- 洪水ハザードマップを作成、配布、公表しているが、今後、浸水想定区域図を活用した防災訓練の実施を検討する必要がある。
- 内水ハザードマップの作成等も検討する必要がある。

(河川改修等の治水対策)

- 国、道、市町村では、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、放水路の整備、洪水を一時的に貯留するダムや遊水地の整備等の治水対策を行ってきたが、進捗途上であり、近年大雨災害で被害を受けた河川等の改修を重点化する等、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- 近年頻発するゲリラ豪雨による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプ場や雨水管渠等の下水道施設の整備を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|-----------------|---------|
| ・洪水ハザードマップの作成状況 | 作成 (R1) |
| ・内水ハザードマップの作成状況 | 未作成 |

■ 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(暴風雪時における道路管理体制)

- 冬季異常気象時における道路管理手法の検討を行い、通行規制時の迅速な情報伝達に取り組む等、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

(除雪体制の確保)

- 豪雪時の異常気象時においては、国道管理者および道道管理者と情報共有や相互連携を強化する等、円滑な除雪体制の確保に努めているが、安定的な除雪体制を確保するうえで多くの課題も抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

【指標（現状値）】

- | | |
|--------------------------------|-----------|
| ・道路防災総点検における防雪に関する道路の要対策箇所の対策率 | 100% (R1) |
|--------------------------------|-----------|

■ 1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 災害時の公共交通機関の運行停止による帰宅困難者の発生のほか、積雪・低温等の冬の厳しい自然条件も踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発等、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取り組みを進める必要がある。

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 積雪や低温等の冬の厳しい自然条件を踏まえ、避難所等における防寒対策として、暖房器具等の備蓄整備に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

・備蓄状況 毛布 200枚 (R2) 発電機 2台 (R2) ストープ 6台 (R2)

■ 1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

(関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化)

- 関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を維持する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、効果的な運用を図る必要がある。
- 防災気象情報や避難情報等の災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、道と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等により、システム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。

(自主防災組織の推進)

- 町の自主防災組織は各行政区等を単位とした組織を推進している。今後、防災訓練等の活動の充実を図る必要がある。

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 国のガイドラインを踏まえ、避難勧告等の発令基準を見直しているが、発令に際し細部の検討が必要である。
- 災害時における適切な住民安否情報の確認のため、国が改修を予定している国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線のデジタル化や、防災等に資する公衆無線 LAN の整備を促進するとともに、ホームページや SNS としアラート（災害情報共有システム）の適切な運用等、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- テレビやラジオ等、既存メディアの中断や携帯電話の輻輳時においても、住民等へ防災情報を確実に提供するため、避難所等に公衆無線 LAN 環境を整備する等、災害情報提供の耐災害性を向上する必要がある。
- デマや根拠の無い情報により住民に不安等を与えないよう、警察や関係機関、報道機関と連携を図り、迅速で正確な情報発信が可能となる体制を構築する必要がある。

(外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- 災害発生時において、外国人を含む住民や観光客の安全を確保し、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導を行うため、多言語による災害情報の提供や相談窓口の強化等、市町村や関係機関と連携し、外国人向け災害情報の伝達体制を強化する必要がある。

- 災害発生時の避難時に支援を要する要介護高齢者や障がい者に対する避難誘導等の支援を迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者の名簿を作成・活用や、具体的な避難方法等をまとめた個別計画の策定を促進する必要がある。

(防災教育推進)

- 防災教育の推進に向けては、住民、関係機関等と連携し、多様な担い手の育成を図る必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育等を通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取り組みを進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施等、一層の効果的な取り組みを行う必要がある。

【指標（現状値）】

・ デジタル防災行政無線通信施設整備状況	整備済（H24）
・ SNS（町LINE 公式アカウント）登録者数	500人（R2）

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

■ 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【評価結果】

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援等、災害時の応急対策に必要な各分野において、町、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の実効性を確保するためにも、対象業務の拡大や協定内容の見直しを適宜行うとともに、防災訓練等、平時の活動を活発に行う必要がある。
- 東日本大震災や胆振東部地震等における NPO やボランティアの活動実態を踏まえ、支援活動や、関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備と防災知識を有するボランティアの育成を促進する必要がある。
- 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能をもつ広域防災拠点について、大規模災害における被害想定等を踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用等、施設整備のあり方について、防災関係機関等と連携の下、多角的に検討する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、「地域防災備蓄整備方針」の策定を検討し、備蓄・調達体制を強化するとともに、広域での応援体制の整備を推進する必要がある。
- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応等も想定し、最低3日分、可能であれば1週間分の備蓄が推奨されていることから、自発的な備蓄等を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。
- 財政負担の軽減にも配慮しながら、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取り組みを促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|-------------------------|-----------|
| ・ 防災関係の協定件数 | 5 件 (R1) |
| ・ 比布町備蓄計画（比布町地域防災計画に記載） | 策定済 (H26) |

■ 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

（合同訓練など関係行政機関の連携体制整備）

- 比布町地域防災計画の推進や防災総合訓練等、関係行政機関と連携を図っており、今後も、防災訓練等の機会を通じ、消防、警察、自衛隊との情報共有・連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。
- 消防や警察等、それぞれの部門において様々な形態、規模による訓練が実施されており、これらの訓練で得た課題を踏まえ、より効果的な訓練環境の整備を図る等、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

（救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材車両の整備）

- 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材車両の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の充実について促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|----------------------|----------|
| ・ 緊急消防援助隊登録数（大雪消防組合） | 4 隊 (R1) |
|----------------------|----------|

■ 2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

（災害時の医療体制の強化）

- 災害時の医療確保のため、災害拠点となる町立診療所において、実災害を想定した実動訓練を他機関との連携のもと、実施を検討する必要がある。
- 災害時の救命医療等の災害拠点病院の機能を確保するため、町立診療所において応急用医療資機材の整備等、所要の対策を図る必要がある。

（災害時における福祉的支援）

- 災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、福祉関係団体や関係法人に広く協力を要請し、福祉避難所等への人的支援の促進を図る必要がある。
- 「社会福祉施設等の相互支援協定」の締結を進める等、被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を充実する必要がある。

（防疫対策）

- 災害発生時においては、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期的予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 町立診療所における災害実動訓練 未実施 (R1)
- ・ 社会福祉施設等との協定締結状況 0 施設 (R1)
- ・ 予防接種法に基づく予防接種（麻しん・風しんワクチン）の接種率
1 期 1～2 歳 80%・2 期 5～6 歳 92.3%、(R1)

(3) 行政機能の確保

■ 3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(災害対策本部機能等の強化)

- 被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所等、災害対策本部に係る具体的な運用事項を定める業務継続計画を策定し、訓練等を通じ本部機能の実施体制の検証を行う等、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、比布町地域防災計画の見直しや業務継続計画の作成等を通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、消防団活動・安全マニュアルの策定が求められている。また、消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御等の重要な役割を担っているが、団員数が定員数を満たしていないため、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 災害対応の拠点となる行政機関の施設については、非常用電源設備の整備と概ね 72 時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の確保をしておく必要がある。また、停電時には、被災者に対し庁舎等を開放し、電源の提供に努める必要がある。
- 防災拠点となる役場庁舎等の耐震率は、60% (H21) であり、大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応等の防災拠点として業務を継続するため、庁舎等の行政施設の耐震化を図る必要がある。

(業務継続体制の整備)

- 災害発生時に行政サービス機能の低下を招かないよう必要最小限の人員を配置する等、災害時における行政業務の継続体制を強化する必要がある。

(広域応援・受援体制の整備)

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、「かみかわの絆 19～上川管内町村広域防災に関する決議」等を締結しているところであるが、協定等を効果的に運用するためには、自治体相互の応援・受援体制の構築を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 消防団員数 50 人 (R2)
- ・ 社会福祉施設等との協定締結状況 0 施設 (R2)
- ・ 災害本部を設置する庁舎及び代替場所の耐震化率
役場庁舎等 60% (H21)、改善センター 100% (H21)
- ・ 業務継続計画の策定状況 未策定

(4) ライフラインの確保

■ 4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【評価結果】

(避難所等への燃料供給の確保)

- 災害時において緊急車両や避難所等に燃料供給を安定確保するため、燃料販売業者との間で協定を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有等、連携強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

・ 災害時における燃料の優先供給に関する協定事業所数 3事業所 (R2)

■ 4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

(食料生産基盤の整備)

- 本町の農業は高い食料供給力をもっており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、食料需給に甚大な影響を及ぼすことが危惧される。こうした事態に備え、耐震化や老朽化対策等の防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

(農業の体質強化)

- 現在、本町の農業は、厳しい経営環境の中、担い手不足等の大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、町内外の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保等、本町の農業の持続的な発展につながる取り組みを効果的に推進する必要がある。

(農産物等の販路拡大)

- 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化とブランド化による販路の開拓・拡大等、食関連産業のさらなる成長につながる取り組みを推進する必要がある。

(農産物の備蓄の推進)

- 災害時には米以外の農産物の供給も課題となることから、こうした事態に備え、雪氷冷熱等を利用した産地における農産物の長期貯蔵等、農産物の円滑な供給に資する取り組みを進める必要がある。

【指標（現状値）】

・ 水田における農地の大区画化（1ha以上）の割合	27.7% (R1)
・ 耕作面積	2,570ha
・ 認定農業者への農地集積率	84%
・ 雪氷冷熱等を利用した農産物貯蔵施設の設置数	0施設

■ 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

(上下水道施設の耐震化、老朽化対策等)

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池や配水管路、貯留施設、浄水場等の上下水道施設の耐震化や浸水対策、老朽化施設の計画的な整備を促進する必要がある。また、下水道 BCP 及び施設の改築・更新等の計画的な維持管理に欠かせないストックマネジメント計画は策定済みであるが、地震に対する対策が十分とは言えず計画的に進めていく必要がある。

【指標（現状値）】

・下水道 BCP の策定状況	策定済 (H30)
・地震対策上重要な下水管渠の地震対策実施率	0%
・下水道施設のストックマネジメント計画策定状況	策定済 (H30)

■ 4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

(道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策)

- 落石や岩石崩落等の道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、災害時に重要となる避難路上等の橋梁について、重点的に対策工事を実施し、計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、「比布町橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
- 農産物流通の向上等、農業利用を目的に整備された農道・農道橋については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、機能保全対策を適切に推進する必要がある。

(鉄道施設の耐震化)

- 発災時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道事業者による高架等、鉄道施設の耐災害性の確保のほか、国、道、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、持続的な鉄道網の確立に向けた取り組みを検討する必要がある。

【指標（現状値）】

・道路橋の長寿命化修繕計画の策定状況	策定済 (R1)
・比布駅の耐震化率	100%

(5) 経済活動の機能維持

■ 5-1 供給網の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(企業における事業継続体制の強化)

- 事業継続計画の策定を促進するため、企業の防災・減災・事業継続についての意識醸成を図るほか、計画策定を希望する企業に対しては、産業支援機関等とも連携しながら、策定を支援する必要がある。

(被災企業等への金融支援)

- 国や道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続きこのようなセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取り組みへの支援についても推進する必要がある。

(6) 二次災害の抑制

■ 6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

【評価結果】

(ため池の防災対策)

- 大規模地震や豪雨等を起因とした、ため池の決壊等による二次災害を防止するため、ため池ハザードマップ(比布町防災ガイドマップに記載)を作成しているが、平時から、ため池の点検・診断結果に基づく必要な対策の推進する必要がある。

【指標(現状値)】

・ため池の点検の実施状況	実施済
・ため池ハザードマップの策定状況	策定済(R1)

■ 6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃

【評価結果】

(森林の整備・保全)

- 本町の面積のうち、森林面積は約51%を占めており、大災害等に起因する本町の森林被害による荒廃は、町全体の強靱化に影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊等の山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカ等の野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地がもつ保水効果や土壌流出の防止効果等、国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

・町有林のうち人工林の面積	168.18ha
・農地・農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織	4組織（R2）

（7） 迅速な復旧・復興等

■ 7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

（災害廃棄物処理計画の策定）

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、廃棄物処理等計画（比布町地域防災計画に記載）の策定をしているが、被災側と支援側の両面から広域的な視点に立った災害廃棄物の処理に関する体制を整備する必要がある。

（地籍調査の実施）

- 災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要となることから、調査等の推進を図る必要がある。

【指標（現状値）】

・廃棄物処理等計画の策定状況	策定済（H26）
・地籍調査進捗率	97%

■ 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

【評価結果】

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

- 町と建設業団体において、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助のための障害物の除去や道路交通の確保等の応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

（地域コミュニティ機能の維持・活性化）

- 人口減少と高齢化に伴い生活機能の低下や交通手段の不足等の問題が生じている行政区については、行政区機能の維持・確保に向けて、地域の実情に即した対策を実施する必要がある。

【指標（現状値）】

・比布町の災害時における応急対策業務等に関する協定	1件（H27）
---------------------------	---------

第4章 比布町強靱化のための施策プログラムの策定等

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取り組みや方針を示す「比布町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間が、それぞれ適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、19の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあることから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

本町の総合計画である『第12次比布町まちづくり計画』で掲げる（「安」いつまでも安心して比布町に暮らし続けることができるまちづくり）基本目標の実現を図るとともに、比布町の強靱化を北海道・国の強靱化へとつなげるため、第12次まちづくり計画の方向に沿った取り組みや、「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、26の重点化すべき施策項目を設定した。

4 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、本町が主体となって実施する事業を設定し、個別の箇所・地区等については事業内容とともに別表（28ページ）に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

【比布町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載
- ・ 当該施策プログラムの推進に関わる取組主体（国、道、町、民間の4区分）を末尾に[]書きで記載
- ・ 重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に **重点** と記載
- ・ プログラムを構成する施策には、複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、これらの施策については、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしない。

（1） 人命の保護

■ 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅、建築物の耐震化） **重点**

- 「比布町耐震改修計画」（平成22年3月策定）に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施する。[国、道、町、民間]
- 社会福祉施設等、多数の者が利用する公共施設について、早急な診断結果に基づく耐震化を促進する。[国、道、町、民間]

（建築物等の老朽化対策） **重点**

- 公共建築物の老朽化対策については、計画的な維持管理等や更新を実施する。[国、道、町]

（避難場所の指定・整備） **重点**

- 災害種別に対応した安全な避難場所を確保するため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所等の指定を促進する。[道、町]
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や公園、備蓄倉庫等について、耐震改修も含め、地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。[国、道、町]

（緊急輸送道路等の整備） **重点**

- 救急救命活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化や無電柱化を含め、計画的な整備を推進する。[国、道、町]

【指 標】

・ 住宅の耐震化率	約70% (R2)	→	90% (R7)
・ 公立小中学校の耐震化率	100% (R2)	→	現状を維持
・ 町立診療所の耐震化率	100% (R2)	→	現状を維持
・ 社会福祉施設の耐震化率	未実施	→	順次実施

■ 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

（警戒避難体制の整備等）

- 土砂災害による被害の低減に向け、土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定に必要な調査の推進を図るとともに、土砂災害警戒区域等の指定の推進をする。[国、道、町]

【指 標】

- ・ 土砂災害警戒区域指定数 2箇所 → 調査結果に基づき指定

■ 1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水・内水ハザードマップの作成) **重点**

- 洪水ハザードマップ作成の資料となる浸水想定区域図について、河川整備の進捗等に応じた見直しを適時実施し、洪水ハザードマップに基づく防災訓練の実施を促進する。
[国、道、町]
- 国の作成した「内水ハザードマップ作成の手引き(案)」や内水被害の発生状況等も踏まえ、内水ハザードマップ作成及び洪水ハザードマップに基づく防災訓練の実施を促進する。[道、町]

(河川改修等の治水対策) **重点**

- 河道の掘削、築堤、放水路、遊水地の整備等の治水対策について、近年の大雨被害を勘案した重点的な整備を推進する。[国、道、町]
- 樋門・樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、個別施設の長寿命化計画等に基づき、施設の改良整備や老朽化対策、施設の維持管理を適切に実施する。[国、道、町]
- 下水道浸水被害を軽減するため、近年の浸水被害状況等を勘案し、排水ポンプ場や雨水管渠、可搬式排水ポンプ等の計画的な整備を推進する。[国、道、町]

【指 標】

- ・ 洪水ハザードマップの作成状況 作成済 (R1) → 必要に応じ改定
- ・ 内水ハザードマップの作成状況 未作成 → 作成 (R7)

■ 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制) **重点**

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時から意識啓発を推進する。[国、道、町]

(除雪体制の確保) **重点**

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪時等の異常気象に備え、道路管理者間の情報共有を図り除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付等、相互連携を強化する。[国、道、町]

【指 標】

- ・ 道路防災総点検における防雪に関する道路の要対策箇所の対策率
100% (R1) → 現状を維持

■ 1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 災害時の帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所に関する情報を迅速に周知する体制を強化する。[国、道、町]

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策) **重点**

- 町の避難所における冬季防寒対策として、暖房器具等の備蓄を促進する。[町]

【指 標】

・ 備蓄状況			
毛布	200 枚 (R2)	→	現状を維持
発電機	2 台 (R2)	→	現状を維持
ストーブ	6 台 (R2)	→	現状を維持

■ 1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化) 重点

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、町が設置する災害対策本部への連絡員の派遣等、関係機関相互の連絡体制を強化する。[国、道、町]
- 災害対策を実施するため、監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、より効果的な運用を図る。[国、道、町]

(自主防災組織の推進)

- 各行政区等を単位とした自主防災組織において、防災訓練等の活動の充実を図る。[町]

(住民等への情報伝達体制の強化) 重点

- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線の整備を促進するとともに、公衆無線 LAN の整備、ホームページや SNS、Lアラート（災害情報共有システム）を活用したマスメディアによる迅速で正確な情報提供等、多様な手段による災害情報の伝達体制を強化する。[国、道、町]

(外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策) 重点

- 外国人を含む住民や観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、ホテル等の観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策等、災害時における観光客の安全確保に向けた取り組みを推進する。[国、道、町、民間]
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者等に対し、迅速かつ適切に支援が行えるよう、対象者の名簿を作成、避難誘導・支援に関する具体的な計画の策定を促進する。[町]

(防災教育推進) 重点

- 防災教育の推進に向け、教育関係者や児童・生徒に対する各種教材や多様な媒体を活用した防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育等を推進する。[国、道、町]

【指 標】

・ 防災訓練の実施	1 回 (R2)	→	継続
・ SNS (町 LINE 公式アカウント) 登録者数	500 人 (R2)	→	1,000 人 (R7)

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

■ 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備) 重点

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援等、災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、町、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練等、平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大や協定内容の見直しを適宜実施する。[道、町、民間]
- NPO やボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政とボランティアの受け入れ体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進する。[道、町、民間]
- 大規模災害時における救援物資の輸送や復旧活動等に関する拠点機能を担うことが期待される広域防災拠点について、被害想定等を踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用等、そのあり方を多角的に検討する。[道、町、民間]

(非常用物資の備蓄促進) 重点

- 大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、備蓄整備方針の策定に努め、物資調達等の体制整備に取り組む。[道、町]
- 支援制度の活用を通じ、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取り組みを促進する。
[道、町]
- 家庭や企業等における備蓄について、啓発活動を強化する等、各当事者の自発的な備蓄の取り組みを促進する。[町、民間]

【指 標】

・ 防災関係の協定件数	5 件 (R1)	→	必要に応じ締結
・ 比布町備蓄計画	策定済 (H26)	→	必要に応じ改定

■ 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(合同訓練など関係行政機関の連携体制整備) 重点

- 各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊をはじめとする官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。[国、道、町、民間]
- 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊等、専門的な災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、訓練施設の整備も含め、効果的な訓練環境の整備に向けた取り組みを推進する。[国、道、町]

(救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材車両の更新、整備を計画的に行う。[町]

【指 標】

・ 緊急消防援助隊登録数 (大雪消防組合)	4 隊 (R1)	→	現状を維持
-----------------------	----------	---	-------

■ 2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

(災害時の医療体制の強化) 重点

- 近隣市町との災害時の救急医療、救急医療搬送体制等の整備について検討する。[町]
- 災害時の救命医療等について、各医療機関・団体と協定の締結を推進する。[道、町、民間]

(災害時における福祉的支援)

- 社会福祉施設等との協定を締結し、災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等の避難策確保や被災施設への人的・物資支援を円滑に実施できるよう体制の充実を図る。

[国、道、町、民間]

(防疫対策)

- 災害発生時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における污水対策等、災害時の防疫対策を推進する。[国、道、町]

【指 標】

- ・ 町立診療所における災害実動訓練 未実施 (R2) → 年1回実施
- ・ 社会福祉施設等との協定締結状況 0施設 (R2) → 締結の検討
- ・ 予防接種法に基づく予防接種 (麻しん・風しんワクチン) の接種率
 - 1期 1~2歳 80% (R1) → 100% (毎年)
 - 2期 5~6歳 92.3% (R1) → 100% (毎年)

(3) 行政機能の確保

■ 3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化) 重点

- 災害対策本部の機能強化に向け、定期的な実動訓練等を通じ、実施体制の検証、必要に応じた見直しを行う。併せて、本部機能の強化に必要な資器材の整備を計画的に推進する。[町]
- 地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。[町]
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な国、道、町の庁舎、警察署、消防署等、行政施設の耐震化を促進する。[国、道、町]

(業務継続体制の整備) 重点

- 業務継続計画を策定し、災害時における町業務の継続体制を確保、行政情報システム機能の維持・継続をするための取り組みを促進する。[道、町]

(広域応援・受援体制の整備) 重点

- 町内外の大規模災害における広域的な支援体制の強化に向け、応援協定の枠組みに沿って、町外自治体との広域応援・受援体制の構築を図る。[国、道、町]

【指 標】

- ・ 消防団員数 50人 (R1) → 66人 (R7)
- ・ 災害本部を設置する庁舎及び代替場所の耐震化率
 - 役場庁舎等 60% (H21) → 複合庁舎建設 (R7)
 - 農村環境改善センター 100% (H21) → 現状を維持
- ・ 業務継続計画の策定状況 未策定 → 策定 (~R7)

(4) ライフラインの確保

■ 4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

(避難所等への燃料供給の確保)

- 災害時において緊急車両や避難所等に燃料供給を安定確保するため、燃料販売業者と町の間で結ばれている協定に基づき、平時からの情報共有や連携を促進する。[町]

【指 標】

- ・ 災害時における燃料の優先供給に関する協定事業所数
3事業所（R2） → 必要に応じ締結

■ 4-2 食料の安定供給の停滞

（食料生産基盤の整備） 重点

- 本町の農業は平時、災害時を問わず高い食料供給力を持っているため、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化や老朽化対策等の防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。[国、道、町]

（農業の体質強化） 重点

- 厳しい経営環境の中、本町の農業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策等、持続的な農業経営に資する取り組みを推進する。[国、道、町]

（農産物等の販路拡大） 重点

- 大災害時における食料の安定的な供給を行うため、平時から十分な生産量を確保することが必要であり、食の高付加価値化とブランド化に向けた取り組み等を通じ、販路の開拓・拡大を推進する。[町]

（農産物の備蓄の推進）

- 雪氷冷熱等を利用した産地における農産物の長期貯蔵等、平時における農産物の安定供給に加え、大災害時においても農産物の円滑な供給に資する取り組みを推進する。[国、道、町、民間]

【指 標】

- ・ 農業就業人口 527（H27） → 現状を維持
- ・ 新規就農者数 12人（H27～R1） → 5人（R2～R6）

■ 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

（上下水道施設の耐震化、老朽化対策等） 重点

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池や配水管路、貯留施設、浄水場等、上下水道施設の耐震化や浸水対策、老朽化施設の計画的な整備を促進する。また、下水道BCP及び施設の改築・更新等の計画的な維持管理に欠かせない長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に行う。[町]

【指 標】

- ・ 下水道BCPの策定状況 策定済（H30） → 必要に応じ改定
- ・ 地震対策上重要な下水管渠の地震対策実施率 0% → 100%（R7）
- ・ 下水道施設のストックマネジメント計画策定状況 策定済 → 必要に応じ改定

■ 4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策) **重点**

- 道路防災総点検の結果を踏まえ、落石や岩石崩落等、要対策箇所への対策工事を計画的に実施する。[道、町]
- 橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先する等、計画的な整備を推進する。また橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。[道、町]

【指 標】

・道路橋の長寿命化修繕計画の策定状況 策定済 (R1) → 必要に応じ改定

(5) 経済活動の機能維持

■ 5-1 供給網の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(企業における事業継続体制の強化)

- 大災害時における経済活動の継続を確保するため、関係機関や専門の知識を有する民間企業との連携により、町内企業等における業務継続について、国、道に支援を要請する。[町]

(被災企業等への金融支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた企業等の早期復旧と経営安定を図るための被災企業への金融支援とともに、企業が実施する事前防災・減災のための取り組みに対する支援を道に要請する。[町]

(6) 二次災害の抑制

■ 6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

(ため池の防災対策)

- 大規模地震や豪雨等を起因とした、ため池の決壊等による二次災害を防止に向け、対象となる、ため池の点検・診断を実施し、点検結果に基づく対策を推進する。[町]

【指 標】

・ため池の点検の実施状況 実施済 → 継続
・ため池ハザードマップの策定状況 策定済 → 必要に応じ改定

■ 6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃

(森林の整備・保全) **重点**

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊等の山地災害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。[国・道・町・民間]
- エゾシカ等の野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。[国、道、町]

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地がもつ保水効果や土壌流出の防止効果等、国土保全機能を維持するため、地域コミュ

ニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。[国、道、町]

【指 標】

- ・ 町有林のうち人工林の面積 168.18ha → 現状を維持
- ・ 農地・農業水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織
4 組織 → 広域化

(7) 迅速な復旧・復興等

■ 7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、廃棄物処理等計画をもとに、広域的な視点に立った災害廃棄物の処理体制を整備する。[国、道、町]

(地籍調査の実施)

- 発災後の復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査を推進する。[国、道、町]

【指 標】

- ・ 廃棄物処理等計画の策定状況 策定 (H26) → 必要に応じ改定
- ・ 地籍調査進捗率 97% → 必要に応じ調査の実施

■ 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 災害発生時の人命救助のための障害物の除去や道路交通の確保等の応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、町と専門的な技術を有し地域事情にも精通する比布町建設業協会との連携体制をさらに強化する。[町、民間]

(行政職員の活用促進)

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び町職員の相互応援体制を強化する。[国、道、町]

【指 標】

- ・ 比布町の災害時における応急対策業務等に関する協定
1 件 (H27) → 必要に応じ締結

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は5年（令和3年度から令和7年度まで）とする。

また、本計画は、本町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、比布町強靱化のスパイラルアップを図っていく。



【別表】 比布町強靱化のための推進事業一覧

所 管 課	事 業 名
総務企画課	公衆無線 LAN 環境整備支援事業
	庁舎建替事業
	空き家対策総合支援事業
税務住民課	合併処理浄化槽設置整備事業
保健福祉課	中央ふれあい広場整備事業
産業振興課	日本型農業直接支払制度推進事業
	経営所得安定対策等推進事業
	青果物等振興事業
	ぴっぴいちご振興事業
	担い手活動支援事業
	畜産振興事業
	新規就農・経営継承総合支援事業
	農業農村整備事業
	国営造成施設管理体制整備促進事業
	有害鳥獣捕獲事業
	民有林育成促進対策事業
	未来につなぐ森づくり推進事業
	森林整備事業
	森林整備（徐間伐）事業
商工業振興事業	
建 設 課	地域住宅計画に基づく事業

建設課	道路維持事業
	道路除雪事業
	道路新設改良事業
	橋梁維持管理事業
	河川維持管理事業
	土木施設災害復旧事業
	農業施設災害復旧事業
	下水道施設整備事業
生涯学習課	町立学校運営事業
比布消防署	大雪消防組合施設整備事業

比布町強靱化計画

～住んで良かったと思えるまちをめざして～

発行 令和3(2021)年3月 北海道比布町
企画・編集 比布町役場総務企画課まちづくり推進室
〒078-0392 北海道上川郡比布町北町1丁目2番1号
TEL 0166-85-2111 (直通 4802) FAX 0166-85-2389

比布町公式 SNS

twitter



facebook



instagram



LINE

